

平成29年度 公営企業の資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立し、地方公営企業の資金不足比率が導入されました。

公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。病院事業会計において、当年度初めて資金不足額（15.4%）を生じましたが、経営健全化基準の20.0%以内となっています。それ以外の会計については、資金不足額は生じていません。

○笠岡市の公営企業会計

	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	15.4%
下水道事業会計	—
土地造成事業会計	—
工業団地造成事業会計	—